

名古屋市告示第47号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和8年2月9日

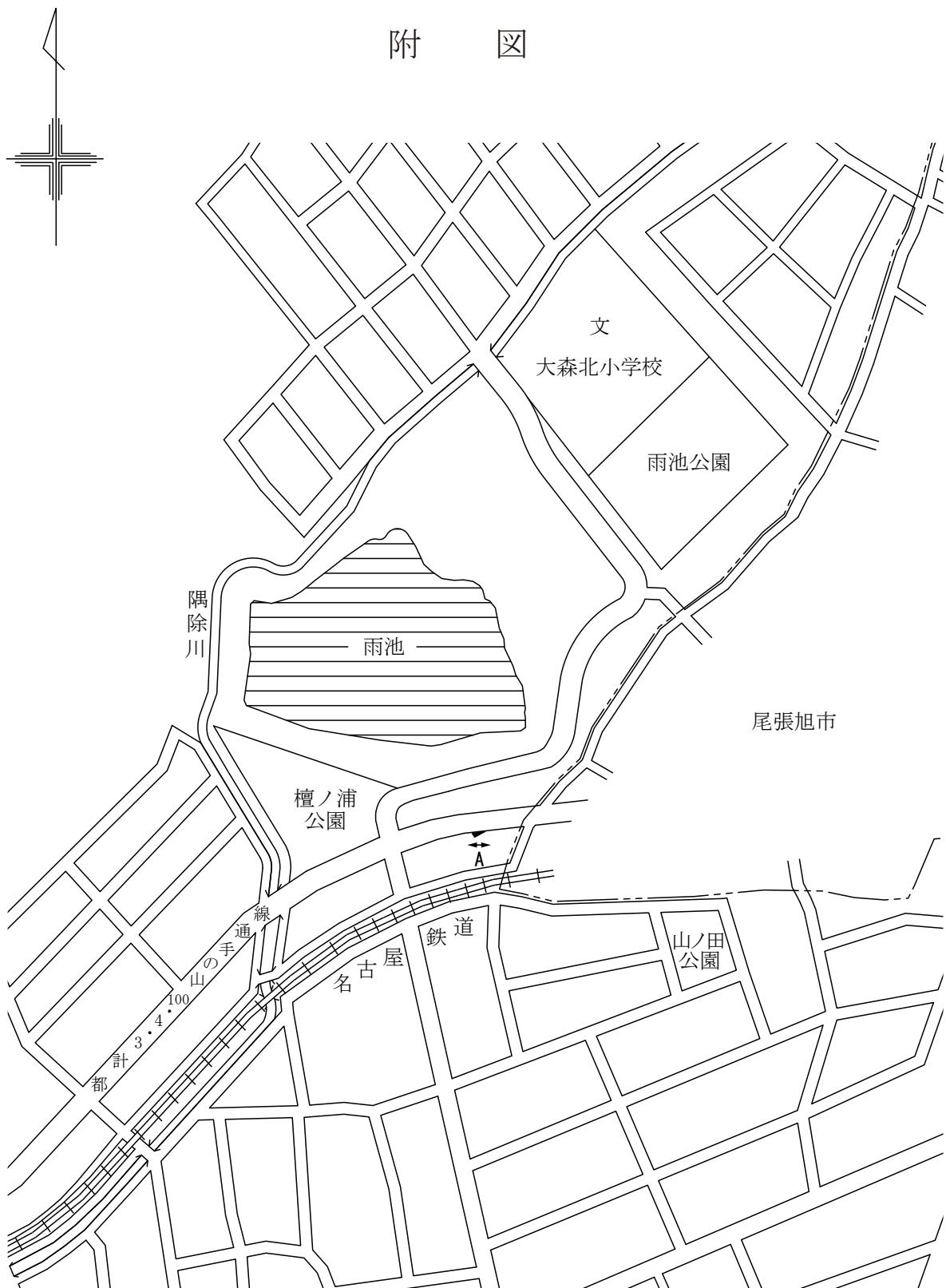
名古屋市長 広沢一郎

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	御前洞第1号線	名古屋市守山区弁天が丘 1811番地先から	前	0.007	16.00 ～ 18.65	附 図
			名古屋市守山区弁天が丘 1810番地先まで	後	0.007	16.00	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

